「とくしまマラソン2027」 サイン類等の製作・設営・撤去業務 募集要項

1 趣旨・目的

新たなコースとなる「とくしまマラソン2027」のスタート会場、フィニッシュ会場及び沿道に設置するサイン・看板類について、ランナーへの視認性や分かりやすさの向上に貢献するとともに大会の魅力を高める提案を募集する。あわせて、全体進行管理受託事業者との確実な連携体制、資材の減価償却・複数年活用を見据えた総合的な提案を求める。

2 業務概要

⑴業務名:「とくしまマラソン2027」 サイン類等の製作・設営・撤去業務
⑵業務内容:別紙「仕様書」のとおり
⑶事業主体(委託者):とくしまマラソン実行委員会
⑷委託期間:契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
⑸見積限度額:23,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

3 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

4 参加資格要件

⑴ 単独企業による参加の場合

ア 徳島県内に拠点(本店、支店、営業所等)を有する法人等であること。

イ 次に掲げるいずれの事項にも該当しないこと。

① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。

② 地方自治法第 244 条の2第 11 項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取り消しを受け又は当該処分の日から起算して2年経過しない者。

③ 徳島県物品購入等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者。

④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体。

⑤ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。

⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者。

⑦ 徳島県の県税(法人事業税・法人県民税等)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者。

⑧ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
⑨ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体。
ア 破産者で復権を得ない者
イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
ウ 暴力団の構成員等
⑩ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者。

⑵ 共同企業体による参加の場合
① 全ての構成員が、⑴のア及びイに掲げる要件を全て満たしていること。
② 各構成員が、本公募型プロポーザルに関して単独企業として参加していないこと、並びに他の共同企業体の構成員又は協力員を兼ねていないこと。

5 参加申込み及び企画提案書の提出等

⑴スケジュール

公募開始	令和8年11月20日(金)
質問受付	令和8年11月25日(水)17 時まで
質問回答	令和8年11月27日(金)
企画提案参加申込書 提出期限	令和8年12月2日(水)17 時必着
企画提案書等提出期限	令和8年12月11日(金)17 時必着
書面審査	速やかに実施
委託決定・契約締結	令和8年12月下旬～令和9年1月上旬

⑵様式等

ア 質問受付

当該公募に係る質問は、質問書（様式第1号）により行うものとし、電子メール等により事務局へ提出し、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

イ 企画提案参加申込書等

・提出書類

「企画提案参加申込書」（様式第2号）1部

・提出方法

1部を持参、郵送（書留）又は電子メールによる提出。

※持参の場合は、9時から17時までの間に、とくしまマラソン実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）に提出のこと（土日、祝日を除く）。

ウ 企画提案書等の提出方法

・提出書類(JV での参加の場合は、(ウ)～(カ)を構成する全ての事業者分提出すること)

(ア)「企画提案書」（様式第3号） 6部（正本1部 副本5部）

（イ)参考資料（A4版、自由様式） 6部
（ウ)履歴事項全部証明書　1部
（提出日において発行日から30日以内のもの。写し可。）
（エ)事業者（提案者）の概要　1部
会社概要や業務実績が分かるもの（主な事業活動、直近の受注実績情報等）
（オ)直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等） 1部
（カ)県税及び国税に未納がない旨の証明書　1部

・提出方法
持参又は郵送（書留）によること。
※持参の場合は、9時から17時までの間に事務局に提出のこと（土日、祝日を除く）。

・その他
企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず参加事業者の負担とする。
また、提出された書類については返却しない。

⑶提出場所、問合せ先
〒770－8570
徳島市万代町1丁目1番地（徳島県庁7階スポーツ振興課スポーツ交流室内）
とくしまマラソン実行委員会事務局
電　　話：088－621－2150
ファクシミリ：088－621－2819
E-mail：hashiru_ahoo@circus.ocn.ne.jp

6 企画提案書で求める事項（重点提案項目）
提案者は、「企画提案書」において以下の内容を具体的に記載すること。
⑴新コースに対応した基本方針・デザイン案・配置計画
・新コース特有の動線を的確に捉えた視認性・安全性の向上策。
・徳島の魅力創出やランナーの走破意欲を高め、記念撮影（SNS 発信等）を促進する
デザインコンセプト。
・スタート地点構造物の早期撤去を可能とする工法・仕様。
⑵複数年活用（減価償却・ライフサイクルコスト低減）を見据えた製作計画
・反復利用に耐えうる下地・骨組み素材の選定、耐久性の確保策。
・可変要素（日付・協賛名等）を安価かつ短時間で更新できる構造・加工手法の提案。
⑶全体進行管理受託事業者との連携・実施体制
全体統括を担う進行管理事業者の指示系統に迅速かつ柔軟に対応できる現場管理体制・連絡体制。
⑷経費積算（見積書内訳の明細化）
別紙「見積内訳書」を使用して作成すること。

7 選定方法等

⑴実行委員会は、企画提案等の内容に基づき、受託候補者を選定するため、受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問や異議は受け付けない。

⑵評価（採点）は、企画提案書による書類審査を基本とし、順位を決定する。
ただし、選定委員会による審査にあたって、参加事業者によるプレゼンテーション等の実施が必要である場合は、本プロポーザルのスケジュール変更及び開催案内の通知を参加事業者に対して行う。

⑶審査は、次に掲げる観点から、公平かつ客観的に行うものとする。

評価項目	評価の視点	配点
企画力・ デザイン性	・ランナー視点での視認性、わかりやすさ、デザインの魅力 ・スタート構造物の撤去時間短縮化の工夫	30
複数年活用の 妥当性 （減価償却視点）	・単年度使い捨てではなく、翌年度以降も再利用可能な構造・素材となっているか ・更新箇所の差替えが容易で、次年度以降の費用圧縮に寄与する内容となっているか	30
実施体制・連携力	・進行管理事業者の指示系統に従い、円滑に現場連携できる体制が構築されているか ・緊急時や荒天時の対応力が確保されているか	15
経済性・見積の 妥当性	・製作、設営・撤去等の積算根拠が妥当かつ明確であるか	15
類似業務実績	・マラソン大会等の同種大規模イベントにおけるサイン設営・管理実績	10

⑷審査終了後、速やかにすべての参加事業者に選定結果を通知する。

8 契約に関すること

⑴選定委員会が審査した結果、順位が最上位の参加事業者を優先交渉権者とし、契約締結の協議を行う。協議が不調のときは、順位付けられた上位の提案者から順に契約締結の協議を行うこととする。

⑵協議が整った場合、改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。

⑶成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

① 成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

② 成果物及びその構成素材に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）その他所有権を含む一切の権利は、全て委託者に帰属するものとする。また、受託者は、委託者及び委託者が指定する第三者による成果物の改変・利用等に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

9　失格事項

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

⑴提出書類に虚偽の記載があった場合。

⑵この募集要項に違反した場合。また、公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合。

⑶提出書類に不備、錯誤があり、事務局が再提出を依頼したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。

⑷正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合。

10　その他

⑴採用された企画提案書等の著作権は委託者に帰属する。

⑵提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。

⑶本募集要項に定めるもののほか、必要な事項については委託者が定める。